

徳島県告示第三百九十八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和七年八月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の効力が失われた区域

三好市井川町釜谷七二二三の一、七二二三の二、七二三四の一、七二三五の一及び七

二三五の二

二 指定の効力が失われた日

令和七年七月三日